

日本経済と中央銀行

—2001年2月～2001年9月—

片岡俊郎

The Japanese Economy and the Central Bank

—2001.2～2001.9—

Toshirou Kataoka

はじめに

日本銀行は、1995（平成7）年9月からの公定歩合0.50%を2001（平成13）年2月、0.35%に引き下げた。5年5ヶ月ぶりの変更である。1999（平成11）年2月、ゼロ金利政策の採用、2000（平成12）年8月、ゼロ金利政策解除を受けての決定である。

2001（平成13）年4月26日、小泉純一郎内閣が発足する。小泉内閣は、経済構造改革を前面に打ち出す。経済構造改革の中における金融の役割、あるいは金融政策の役割を問題にしたのが本稿である。

本稿は、2001年2月から9月までの経済事情を追うと共に、1998（平成10）年4月施行された新日本銀行法を検討している。発券銀行としての日本銀行から考察を開始し、日本銀行と政府との関係、銀行との関係を踏まえた上で、政府と中央銀行、経済政策と金融政策、政府金融政策と中央銀行金融政策を区分し、現実との接点を求めつつ、日本経済の中における経済政策あるいは金融政策の問題点を指摘している。

I

日本銀行は、2001（平成13）年2月9日、公定歩合を0.50%から0.35%に引き下げ、2月28日、さらに0.25%に引き下げた。

日本経済新聞（2001年3月20日）は「日銀、量的緩和を決定」と報じ、次のように記している。

「日銀は19日の政策委員会・金融政策決定会合で、景気の下支えやデフレ圧力の緩和を狙い、金融市場に供給する資金を増やす量的金融緩和に初めて踏み切ることを賛成多数で決めた。政策目標を金利から資金量に変更する決定で、21日から実施する。公定歩合は現行年0.25%のまま据え置く。当面、手形や債券の買い入れを増やし、金融機関が日銀に持つ当座預金残高が1兆円程度多い5兆円になるよう目指す。この誘導手段として国債の買い入れも増額する。日銀は短期金利がゼロ%近辺に下がると見ており、結果的にゼロ金利政策も復活する。今回の措置は『消費者物価上昇率が安定的にゼロ%以上となるまで続ける』方針で、政府や企業などには構造改革を急ぐよう改めて注文した。」

「日銀による金融緩和決定は2月9日以降、3回目。景気低迷によるデフレ圧力や株価下落に対処するとともに、政府や企業が不良債権処理など構造改革策を進める際の衝撃を和らげる狙いがある。」

「日銀が量的緩和に踏み切ったのは、これまで誘導してきた無担保コール翌日物金利が相次ぐ金融緩和で年0.15%にまで下がり、金利操作では景気刺激効果が見込めず、手詰りになっていたため。今回、新たに民間金融機関が日銀に持つ当座預金残高を対象に残高を増やす方策を導入。日銀が市場で手形や債券などを買って銀行に資金を供給する公開市場操作を活用し、現在4兆円程度の残高を5兆円まで増えるように誘導する。」

「市場への従来の資金供給策だけでは限界があるため、現在月4千億円の規模で実施している長期国債の債券市場からの買い入れの規模を増やすことも決定。」

「日銀は今回の量的金融緩和措置を、消費者物価の前年比上昇率（生鮮食品を除

く全国ベース、1月でマイナス0.5%）が『安定的にゼロ%以上になるまで継続する』ことも決定。」

松下前日本銀行総裁は、総裁当時、いわゆる「貸し渋り」と結びつけて、金融機関の役割を次のように述べている。

「金融機関には、新たなビジネスチャンスの発掘を手伝うとか、それを実現するときに資金面でリスクを引き受けるなど、企業の前向きの事業活動を積極的に支援する機能が期待されています。事実、過去の景気回復局面では、こうした金融機関の積極的な行動が、回復の動きを強めるうえで、大きな役割を果たしていました。これが行き過ぎて、バブルの発生につながってしまったという苦い経験もあるわけですが、今回の回復局面では、金融面から経済活動を積極的に後押しする力が弱まっていることは否定できません。従って、金融機関や金融・資本市場の活力を強化し、強固で効率的な金融システムを再構築することは、景気回復を確かなものとするためにも重要な課題と言えます。このように、いわゆる『貸し渋り論』も、金融システム強化という課題との関連で検討する必要があるということを指摘しておきたいと思います。」（『日本銀行月報』1998年1月号。）

日本経済新聞（2001年3月20日）は「日銀、量的緩和を決定」を報じると同時に、社説「金融緩和だけで解決できぬ日本問題」で、次のように述べている。

「金融緩和がこれまで期待された効果を出せなかつた背景には、銀行が金融仲介機能を十分に果たせないでいる事実があるのも見逃せない。銀行の貸し出しは建設・不動産などの経営不振企業に滞留し、成長分野に向かっていない。不良債権の重みにあえぐ銀行はリスクを取って新分野に融資していく意欲を失っている。このように資金のパイプが詰まった状態を解消するには、銀行の不良債権問題の解決が不可欠だ。」

同時に、銀行を通さない資金のパイプを太くすることも必要である。企業が

株式や債券市場から資金を調達しやすくなり、こうした市場に個人の貯蓄資金が流れていく仕組みを早急に確立しなければならない。」

金融機関の果たす役割が、中小零細企業をも含むビジネスチャンスの発掘と実現であることは、3年前も現在も変わらないことがわかる。

速水日本銀行総裁は「IT革命と言われるような情報通信技術の大きな変化にどう対応するか」について、中央銀行家として関心のある経済の発展、成長という観点から、次のように述べている。(『日本銀行調査月報』2001年1月号)

「まず第一に、経済社会全体の仕組みに大きな影響を与える技術進歩という意味では、IT革命は、かつての英国の産業革命とか、米国における鉄道業の発展などに匹敵するかも知れません。これらのケースで共通しているのは、生産性が大きく上昇しているリーディング産業に向けて、雇用者が大きく移動した点です。産業革命時の英国では、就業者が農業から繊維工業に大きくシフトしました。米国鉄道業が発展した際にも、鉄道や鉄鋼業の雇用者が大きく増加したことが知られています。また、最近の米国では、過去5年間に非農業部門全体で雇用者数が約1,400万人増加しましたが、IT分野が成長するもとで、サービス部門の増加はその半分の約700万人、このうちソフトウェア開発や人材派遣といったビジネス・サービス分野で約300万人増加しています。

このような事例が端的に示すように、構造調整とは、個々の企業の経営改革だけに止まらず、労働、資本、土地といった生産要素が、より効率的な分野に振り向けられるプロセスであると言えます。

第二に、技術の進歩は、単に、生産性の高い分野が発展し、雇用を大きく拡大することだけに止まりません。IT革命が、革命である所以は、情報通信技術の発達が引き金となって経済全体の生産性が増大し、その過程で、企業や政府などさまざまな組織に、大きな変革がもたらされるという点に求められます。」

そこで、IT分野での技術革新をてこに、経済全体の構造改革を進めるための条件を述べ、次のように提案する。

「まず第一は、労働市場の柔軟性を高めることです。」

「第二は、金融システムの立て直しと市場の活性化です。」

「第三は、さまざまなイノベーションを引き出す上で障害となりかねないような各種の制度の見直し、規制の緩和・撤廃を進めていくことです。」

II

新日銀法（1998年4月1日施行）によれば、日本銀行の銀行券の発行に関する事項は、次のように簡略化されている。

「日本銀行法」

第5章 日本銀行券。

第46条 日本銀行は、銀行券を発行する。

2 前項の規定により日本銀行が発行する銀行券（以下「日本銀行券」という。）は、法貨として無制限に通用する。

第47条 日本銀行券の種類は、政令で定める。

2 日本銀行券の様式は、財務大臣が定め、これを公示する。

第48条 日本銀行は、財務省令で定めるところにより、汚染、損傷その他の理由により使用することが困難となった日本銀行券を、手数料を徴収することなく、引き換えなければならない。

第49条 日本銀行は、日本銀行券の製造及び消却の手続きを定め、財務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第7条第4項の規定は、前項の承認について準用する。

（第7条第4項とは、日本銀行の支店・事務所、代理店の設置、移転、廃止に関する事項である。条文は以下の通りである。

4 財務大臣は、前2項の認可の申請があった場合において、当該申請に係る認可をしなかったときは、速やかに、その旨及びその理由を当該申請の内容とともに公表しなければならない。)

第46条、第47条、第48条、第49条には、次のような小見出しが付けられている。「日本銀行券の発行」、「日本銀行券の種類及び様式」、「日本銀行券の引換え」、「日本銀行券の製造及び消却」である。

旧日銀法（1942年3月20日施行）の「発行限度の決定、公示」、「限度外発行」、「限度外発行税の納付」、「発券の保証」、「発行高の公告」の条項は、廃止されたのである。

日本銀行の銀行券発行制度の変遷について、一般的には次のように説明されている。

「日本銀行は最初の銀行券を、1882年に日本銀行が設立されてから3年後の1885年に発行した。当初、銀行券は、銀との交換が保証された兌換銀行券であったが、金本位制度の採用（1897年）を経て、金との交換が保証された兌換銀行券となった。こうした本位貨幣制度の下では、日本銀行は、銀行券発行高に相当する正貨（金または銀）を準備として保有することが義務づけられた（これを正貨準備義務という）。その後、1931年の金本位制度の停止（金との交換停止）や戦時体制への移行の中で、本位貨幣制度は機能しなくなり、1941年には、正貨準備義務が撤廃されて管理通貨制度に移行した。『旧日本銀行法』は1942年に成立したが、この法律においては、銀行券発行高に見合う優良資産を日本銀行が保有することを義務付けた発行保証制度と、銀行券の発行高の上限をコントロールすることを目的とした最高発行額制限制度が設けられていた。こうした発行保証制度、最高発行額制限制度は、戦後約50年を経て、1997年に成立した新しい『日本銀行法』において廃止された。これは、管理通貨制度の下では、銀行券の価値の安定は日本銀行の保有する資産から直接導かれるものではなく、むしろ日本銀行の金融政策の適切な遂行によって確保されるべ

きものであること、また、銀行券の発行高は経済取引の繁閑に伴って増減するものであり、最高発行額も銀行券の現実の発行高に追随して変更されてきた経緯を踏まえれば、最高発行額制限制度の意義は希薄になっていること、等の考え方によるものである。」（日本銀行金融研究所編『新しい日本銀行——その機能と業務——』、有斐閣、2000年12月。）

速水日銀総裁、6月19日の定例記者会見での発言「土地や肥料が悪ければ、いくら水をかけても植物は育たず、むしろ勢いを失ってしまう」（『中国新聞』2001年6月20日）は、通貨発行の最高責任者としてであり、「不良債権を処理し、民間企業が前向きに、売れるものを作り、売っていくことが必要」（前掲紙。）との要望と受け取れる。

新日銀法によれば、日本銀行の「通常業務」は、次のように記されている。
「日本銀行法」

第4章 業務

第33条 日本銀行は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うことができる。

- ① 商業手形その他の手形の割引
- ② 手形、国債その他の有価証券を担保とする貸付け
- ③ 商業手形その他の手形（日本銀行の振出しに係るものを含む。）又は国債その他の債券の売買
- ④ 金銭を担保とする国債その他の債券の貸借
- ⑤ 預り金
- ⑥ 内国為替取引
- ⑦ 有価証券その他の財産権に係る証券又は証書の保護預り
- ⑧ 地金銀の売買その他前各号の業務に付随する業務

2 前項第⑤号の「預り金」とは、預金契約に基づいて行う預金の受入れをいう。

第1条の目的とは、次のようにある。

「日本銀行法」

第1条 日本銀行は、我が国の中銀として、銀行券を発行するとともに、
通貨及び金融の調節を行うことを目的とする。

2 日本銀行は、前項に規定するもののほか、銀行その他の金融機関の間
で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資す
ることを目的とする。

日本銀行は、「通常業務」以外に、「国に対する貸付け等」「国庫金の取扱い」「
国の事務の取扱い」「金融機関等に対する一時貸付け」「信用秩序の維持に資す
るための業務」「資金決済の円滑に資するための業務」「外国為替の売買」「国際
金融業務」を行っている。なお、「第4章、業務」の他の条項は、「他業の禁止」「
「考查」「業務方法書」である。

日本銀行と政府との主要業務は、「国に対する貸付け等」「国庫金の取扱い」「
「国の事務の取扱い」であり、即ち、国債と国庫金に関する業務である。

政府と中央銀行の関係といえば、国債業務に目が行く。新日銀法には、次
のように記される。

「日本銀行法」

第34条 日本銀行は、我が国の中銀として、前条第1項に規定する業務
のほか、国との間で次に掲げる業務を行うことができる。

- ① 財政法（昭和22年法律第34号）第5条ただし書の規定による国会
の議決を経た金額の範囲内において担保を徴求することなく行う貸付
け
- ② 財政法その他の国の会計に関する法律の規定により国がすることが
認められる一時借入金について担保を徴求することなく行う貸付け
- ③ 財政法第5条ただし書の規定による国会の議決を経た金額の範囲内
において行う国債の応募又は引受け

- ④ 財務省証券その他の融通証券の応募又は引受け
- ⑤ 貴金属その他の物品の保護預り

(財政法第5条は、次の通りである。

第5条 すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、
借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない。
但し、特別の事由がある場合において、国会の議決を経た金額の範囲内
では、この限りでない。)

日本銀行法第34条は「国に対する貸付け等」を示し、財政法第5条は「公
債発行及び借入れの制限」を記している。

『週刊ポスト』(2001年7月6日号)の日銀幹部の次の言「今年度から財政
投融資制度が廃止され、かわりに財投債という新たな国債を発行することに
なった。その引き受け手の郵便貯金は残高が大幅に減っており、小泉内閣が民
営化を打ち出している手前、竹中さんや財務省は日銀に国債をもっと買えとい
い出した。事実上、悪性インフレを招くために禁じられている日銀の国債引き
受けを迫るに等しい。」には、注目を要する。

新日銀法によれば、金融機関（銀行）との関係は次のように記される。
「日本銀行法」

第37条 日本銀行は、金融機関（銀行その他の預金等〔預金保険法（昭和46
年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び貯金をいう。〕の受
入れ及び為替取引を業として行う者をいう。以下同じ。）その他の金融業
を営む者であつて政令で定めるもの（以下「金融機関等」という。）にお
いて電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事由により予見し難い支
払資金の一時的な不足が生じた場合であつて、その不足する支払資金が
直ちに確保されなければ当該金融機関等の業務の遂行に著しい支障が生
じるおそれがある場合において、金融機関の間における資金決済の円滑
の確保を図るために必要があると認めるときは、第33条第1項の規定

にかかわらず、当該金融機関等に対し、政令で定める期間を限度として、担保を徴求することなくその不足する支払資金に相当する金額の資金の貸付けを行うことができる。

2 日本銀行は、前項の規定による貸付けを行ったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

信用秩序の維持に関しては、第38条「信用秩序の維持に資するための業務」、第39条「資金決済の円滑に資するための業務」がある。第37条が、決済システムの安定性と効率性を示すものであり、第38条、第39条は、信用秩序の維持と称されるものである。第37条は、中央銀行の専管事項であるのに対し、第38条、第39条は、政府の指示で中央銀行が行う業務である。

第37条、第38条、第39条の業務を適切に行うため、中央銀行が金融機関と考查契約を締結し、考查を行うことを定めたのが第44条である。

新日銀法において、現下の金融機関の不良債権処理策と直接結びつく第38条、第39条は、次の通りである。

第38条 内閣総理大臣及び財務大臣は、銀行法（昭和56年法律第59号）第57条の2の規定その他の法令の規定による協議に基づき信用秩序の維持に重大な支障が生じるおそれがあると認めるととき、その他の信用秩序の維持のため特に必要があると認めるとときは、日本銀行に対し、当該協議に係る金融機関への資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業務を行うことを要請することができる。

2 日本銀行は、前項の規定による内閣総理大臣及び財務大臣の要請があったときは、第33条第1項に規定する業務のほか、当該要請に応じて特別の条件による資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業務を行うことができる。

第39条 日本銀行は、第33条から前条までに規定する業務のほか、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、第33条第1項第⑤号から第⑦号ま

でに掲げる業務又は第35条第2項若しくは第36条第2項に規定する業務と一体的に行うことによって金融機関の間における資金決済の円滑に資すると認められる業務を行うことができる。

2 第7条第4項の規定は、前項の認可について準用する。

第37条「金融機関等に対する一時貸付け」、第38条「信用秩序の維持に資するための業務」、第39条「資金決済の円滑に資するための業務」を適切に行うための考查については、前述した。信用秩序の維持のためには、中央銀行の考查以外に、行政庁による金融機関に対する検査も存在する。

信用秩序の維持に必要な金融機関に対する中央銀行による考查と、行政庁による検査の違いについては、一般的には次のように説明されている。「考查については、1997年に成立した新しい『日本銀行法』において、業務内容の明確化の観点から法律上の規定が設けられた。考查は、行政権限の行使として行われるものではなく、金融機関との契約に基づき日本銀行の目的達成のために行われる点で行政庁による金融機関の監督、とりわけ検査と異なっている。

行政庁において、金融機関に対する検査の権限を有しているのは、原則として金融庁長官である。このうち、銀行に対する検査については、その目的は銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するためと規定されている(『銀行法』第24条、第25条等)。また、立入り検査権(第25条等)や、資料提出請求権(第24条等)を付与され、相手方がこれを拒む等した場合には罰則が適用されることがある(第63条②号・③号等)。

これに対して、日本銀行の考查は、本文中にあるように、『日本銀行法』第37条、第38条および第39条の業務を適切に行い、またその適切な実施に備えることを目的とするものであり、ひいては信用秩序の維持に資するものである。また、『考查契約』第13条には、考查先が正当な理由なく考查や情報提供を拒絶した場合、日本銀行がその事実を公表することがあり、またそのことは

当座預金取引を解約することを妨げない旨の定めがある。ただし、これは、行政権限の行使でないため、考查や情報提供に応じない場合につき法律上の罰則があるわけではない。」（日本銀行金融研究所編『新しい日本銀行——その機能と業務——』、有斐閣、2000年12月）

信用秩序の維持には、金融当局による検査、考查と共に、各金融機関による不良債権に対する自己査定も見逃せない。東京三菱銀行三木繁光頭取の発言である。「破たん懸念債権以下は、これまででも処理してきました。だが、景気が悪いと、処理しても次々と要注意債権から要管理債権へ、要管理債権から破たん懸念債権へ落ちてくる。」（『週刊ダイヤモンド』、2001年7月7日号）。

III

2001年8月15日の新聞各紙は「日本銀行は14日、金融政策決定会合を開き、一般の金融の『量的緩和』に踏み切ることを賛成多数で決めた。」と報じている。

日本経済新聞（2001年8月10日）「日銀総裁、首相に解任権——自民の研究会が初会合」の記事は、政府と中央銀行の関係を考える上で見逃せない。「自民党の有志でつくる『日銀法改正研究会』（座長・山本幸三衆院議員）は9日の初会合で、物価上昇率の目標を定めて金融政策を運営する『インフレターゲット』の導入や、日銀総裁の解任権を首相に認めることなどを検討していくことで一致した。9月中旬に成案をまとめ、秋の臨時国会に議員立法で提出したい考え。政府の経済政策との整合性を日銀に強く求める内容で、日銀の独立性の観点から議論を呼びそうだ。

山本座長が同日示した素案は『今日のデフレ状況が深刻化したのは昨年の日銀の無謀なゼロ金利解除に端を発するもので、日銀の無作為は許しがたい』と厳しく批判。日銀に政府との十分な意思疎通を要求しつつも『もはや日銀法を改正して日銀が動かざるを得ないようにするしかない』と法改正の必要性を強

調した。

具体的な検討課題として、物価水準の数値目標設定、通貨供給量の見通しの決定や変更を日銀政策委員会の議決事項に加えるとともに、通貨の供給量の見通しに関する国会報告を義務付けることを明記。加えて物価水準の目標が達成できなかった場合の日銀の責任を法律に明記することなども盛り込んだ。」

速水優日銀総裁の記者会見（8月16日）での発言「日銀は世界で最も果敢な中央銀行で、これほど手を打ってきたところはない」には首を傾げるが、「日銀法は中央銀行の独立性と運営の透明性を確保する観点からできたもので、先進国と比較してもそん色ない立派なものだ」には、耳を傾ける必要がある。

新日銀法は、施行されて3年余である。新日銀法には、運用面等で不慣れな面もあり、新日銀法の正確な理解がまだ確立されていないことが問題なのである。しかも、グローバル化の中で、金融最先進国日本の中央銀行法は、一国の利益だけでは考えられないからである。

読売新聞（2001年8月20日）の一面である。

「経済財政諮問会議（議長・小泉首相）は19日、日本銀行が当面とるべき金融政策の方向性について、早ければ9月にも初の政府統一見解をまとめ方向で検討に入った。小泉首相が掲げる構造改革を円滑に進める上で、金融政策を通じてデフレの進行を食い止めることができないと判断したためだ。日銀は14日に今年4回目の金融緩和策を打ち出したが、政府内には一層の緩和を求める声が根強い。このため、今回の統一見解も、一定の物価上昇率を目標に金融政策を運営する『インフレ目標』の導入が柱となる可能性があり、日銀に従来の政策の枠を超えた金融緩和策を求める内容となりそうだ。」

日銀法は、金融政策における日銀の独立性を認めた上で、具体的な金融調節を『経済政策の一環』として、『それが政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう、常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならない』という規定（4条）を盛り込んでいる。

政府側は、財務省と内閣府の代表が日銀の政策委員会・金融政策決定会合に出席し、政府代表の形で議案提出や意見表明を行ってきた。

しかし、政府側と日銀との金融政策を巡る見解の違いが少なくないため、政府側は今回、『(日銀の)独立性と唯我独尊とは異なる。具体的な政策手段を決めるのは日銀の権限だが、経済政策の一部である金融政策の方向性や枠組みについて、政府がある程度関与するのは当然』(内閣府幹部)と判断した。

検討中の見解の内容は、『『インフレ目標』を導入すべきだ』『継続的に円安が進行するような資金調節の実施を求める』などと、金融政策の方向性などを示すものになるとみられる。ただ、金融機関が日銀に保有する当座預金の残高引き上げや、長期国債の買い切りオペレーション(公開市場操作)の増額といった具体的な政策手段は、金融政策決定会合での議論にゆだねる方針だ。』(以下、略。)

経済政策と金融政策との関係は? デフレ基調判断の正否は? インフレ目標設定の難しさは? 経済構造改革の具体的な内容は? 明確に示される必要がある。

金融政策は、政府金融政策と中央銀行金融政策とに区分されるが、両者の微妙な関係を知る上で次の記事は見逃せない。

「政策手詰まり、円安期待——日銀、物価下落歯止め狙う」の見出しである。
(『朝日新聞』2001年9月4日)

「景気や株価の回復に向けて円安誘導策が取りざたされている。日本企業の輸出競争力を向上させるだけでなく、輸入物価を上昇させデフレ圧力を吸収できるという理屈だ。ただ、効果と実現性に限界もあり、円安期待は政策の手詰まりを象徴している。

『円安になってはいけないとはいってない』

円高が持論の速水優日銀総裁は8月29日、大阪で開催された地元財界人の懇談会で周囲の雰囲気を察してか、こう付け加えた。速水総裁が円高論を控え始めたのは8月14日。日銀が追加的な金融緩和措置に踏み切った日だ。会

見て速水総裁は『理論的には金融が緩んで金利が下がれば為替が安くなる』などと述べ、事実上、円安を容認する発言をした。

ある日銀幹部は『総裁の持論を抑えてもらっているだけだ』とうち明けながらも、日銀が意図的に『円安志向』を始めたことを認めた。

従来、為替は、貿易問題として語られた。しかし、今、日銀が目指すのは円安による物価の上昇だ。円安で輸入物価を上昇させ、下落を続ける国内物価に歯止めをかける狙いだ。

日銀の金融政策決定会合の議事要旨（7月12、13日開催分）によると、複数の委員が『金融政策の結果としての動きも含め（中略）円安方向に動くのであれば押しとどめないのが適当だ』と述べた。

日銀の中には、より直接的に円安誘導をすべきだという考え方もある。ただ、現行法では日銀単独での介入は難しく、『研究課題の一つ』（別の幹部）にとどまっている。（以下、略。）

金融政策の課題は、通貨価値の安定と金融システムの安定である。通貨価値の安定には、対内価値の安定（物価の安定）と対外価値の安定（外国為替相場の安定）があるが、「中央銀行が目指すべきものは（国内）物価の安定である」という考え方方が世界的にも共通の理解になっているというのが一般的である。

新日銀法は、第1章、総則で、第1条「目的」と、第2条「通貨及び金融の調節の理念」を次のように記している。

「日本銀行法」

第1条 日本銀行は、我が国の中銀として、銀行券を発行するとともに、
通貨及び金融の調節を行うことを目的とする。

2 日本銀行は、前項に規定するもののほか、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資することを目的とする。

第2条 日本銀行は、通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を

図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもって、その理念とする。

第1条で、日本銀行が、中央銀行として、発券銀行であることと、「通貨及び金融の調節」即ち金融政策の主体であることを定めている。あわせて、「銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保」として、銀行の銀行であることを示している。

第2条で、日本銀行は、金融政策においては、通貨価値の安定の一方である(国内)物価安定の課題を達成することにより、国民経済の健全な発展を目指している。

第3条は、「日本銀行の自主性の尊重及び透明性の確保」である。

「日本銀行法」

第3条 日本銀行の通貨及び金融の調節における自主性は、尊重されなければならない。

2 日本銀行は、通貨及び金融の調節に関する意思決定の内容及び過程を国民に明らかにするよう努めなければならない。

日本銀行は、金融政策の主体として、金融政策の課題、通貨価値の安定と、金融システムの安定のうち、(国内)物価の安定と決済システムの安定性と効率性確保（第37条）の任務を果たすことになる。一方、政府は「外国為替の売買」「国際金融業務」「国際協調」（第40条、第41条、第42条）により、外国為替相場の安定と信用秩序の維持（第38条、第39条）を担当する。中央銀行金融政策と政府金融政策である。

新日銀法の第1章、総則、第4条は「政府との関係」である。

「日本銀行法」

第4条 日本銀行は、その行う通貨及び金融の調節が経済政策の一環をなすものであることを踏まえ、それが政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう、常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければ

ばならない。

新日銀法、第3条「日本銀行の自主性の尊重及び透明性の確保」は、中央銀行金融政策の政府金融政策からの独立性といえるのに対し、第4条は、金融政策と政府経済政策との整合性を示している。

政府経済政策とは、一般的には、金融政策、財政政策、産業政策を指す。新しい行政機構との関係で、経済政策の主体を考えれば、次のようにもいえる。

経済政策の統括をするのは、内閣府であるが、政府金融政策は内閣府、財務省、財政政策は財務省、産業政策は農林水産省・経済産業省が、各政策主体となる。

日本国の中存在基盤を整理すれば、産業基盤、生活環境基盤、保健・福祉・医療基盤、教育・文化基盤、行財政基盤である。政府経済政策は、産業基盤政策、生活環境基盤政策、保健・福祉・医療基盤政策、教育・文化基盤政策、行財政基盤政策と考えることが、現下においては必要となる。

経済政策の政策主体は、したがって産業基盤政策は、農林水産省・経済産業省、生活環境基盤政策は、国土交通省・環境省、保健・福祉・医療基盤政策は、厚生労働省、教育・文化基盤政策は、文部科学省、行財政基盤政策は、総務省・法務省・外務省となる。経済政策全体の指揮をとるのは、内閣であり、内閣総理大臣が責任の^{たて}衝にあたる。

新日銀法、第1章、総則、第5条「日本銀行業務の公共性及びその運営の自主性」は、次の通りである。

第5条 日本銀行は、その業務及び財産の公共性にかんがみ、適性かつ効率的に業務を運営するよう努めなければならない。

2 この法律の運用に当たっては、日本銀行の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

中央銀行と政府の関係については、「決済システムの安定性と効率性」に対する「信用秩序の維持」として、新日銀法、第38条、第39条を既に紹介した。

「物価の安定」に対する「為替の安定」については、第40条「外国為替の売買」、第41条、第42条「国際金融業務」が該当する。

「日本銀行法」

第40条 日本銀行は、必要に応じ自ら、又は第36条第1項の規定により国の事務の取扱いをする者として、外国為替の売買を行うほか、我が国の中銀としての外国中央銀行等(外国の中央銀行又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。)又は国際機関(我が国が加盟している国際機関をいい、国際決済銀行を含む。以下同じ。)との協力を図るため、これらの者による外国為替の売買の事務の取扱いをする者として、外国為替の売買を行うことができる。

2 日本銀行は、その行う外国為替の売買であって本邦通貨の外国為替相場の安定を目的とするものについては、第36条第1項の規定により国の事務の取扱いをする者として行うものとする。

3 日本銀行は、第1項の規定により我が国の中銀としての外国中央銀行等又は国際機関との協力を図るため、自ら、又はこれらの者の事務の取扱いをする者として行う外国為替の売買のうち、国際金融面での協力に該当するものとして財務大臣が定めるものため行う外国為替の売買については、財務大臣からの要請に基づき、又はあらかじめその承認を得て、行うものとする。

第40条、第41条、第42条に共通なのは、第40条で示したように、「財務大臣からの要請に基づき、又はあらかじめその承認を得て、」中央銀行が行うことである。対外の問題は政府に任されている。

新日銀法が、対外に対する第40条「外国為替の売買」と共に、中央銀行と政府との関係を示す第41条、第42条は、次の通りである。

「日本銀行法」

第41条 日本銀行は、我が国の中銀としての外国中央銀行等又は国際機

関との協力を図るため、これらの者との間で、次に掲げる業務を行うことができる。

- ① 本邦通貨をもって表示される預金に係る預り金（第33条第2項に規定する預り金をいう。）
- ② 前号の業務により受け入れた預金を対価として行う国債の売却及びその買取り
- ③ 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- ④ 当該外国中央銀行等又は国際機関が行う国債の売買の媒介、取次ぎ又は代理
- ⑤ その他当該外国中央銀行又は国際機関による本邦通貨又は本邦通貨をもって表示される資産の適切な運用に資すると認められる業務として財務省令で定めるもの

第42条 日本銀行は、前条の規定による業務のほか、我が国の中銀としての外国中央銀行等又は国際機関との協力であつて国際金融支援その他の国際金融面での協力を図るため、次に掲げる取引その他の当該協力のために必要な取引を、財務大臣からの要請に基づき、又はあらかじめその承認を得て、行うことができる。

- ① 國際決済銀行が有する外国中央銀行等に対する貸付債権の譲受け
- ② 外国中央銀行等又は国際機関に対する信用の供与

新日銀法第41条、第42条は、単なる「国際金融業務」を超えて、「国際協調あるいは国際政策協調」を示している。

政府は、中央銀行と一体となって外国為替の売買と国際協調により、為替の安定に努めなければならないのである。

IV

速水優日本銀行総裁が、国際通であることはよく知られていることである。

しかし、速水日銀総裁のよって立つ日本銀行の海外駐在員事務所は、わずか6ヶ所にすぎない。ニューヨーク、ワシントン、ロンドン、パリ、フランクフルト、香港である。

一方、海外で評判が高い柳沢伯夫金融担当相との関係が深い公的金融機関で、海外駐在員事務所を持つのは、日本政策投資銀行と国際協力銀行である。

日本政策投資銀行は、『2001年版、経済新語辞典』（日本経済新聞社、2000年10月）で次のように記されている。

「特殊法人の整理の一環で日本開発銀行と北海道東北開発公庫が1999年10月に統合して発足した銀行。設備資金や政策性のある分野の事業への資金の貸付などが主な業務。（以下、略。）」

日本政策投資銀行の海外駐在員事務所は、ニューヨーク、ワシントン、ロスアンジェルス、ロンドン、フランクフルト、シンガポールの6ヶ所である。

国際協力銀行は、前掲書で次のように記される。

「特殊法人改革の一環として1999年10月に日本輸出入銀行と海外経済協力基金（O E C F）が統合して発足した銀行。輸出入促進のための融資、保証、政府開発援助（O D A）など対外的な公的金融業務を一手に引き受ける。」

国際協力銀行は、海外ネットワークとして、次の駐在員事務所を開設している。

ニューヨーク、ワシントン、ロスアンジェルス、ブエノスアイレス（アルゼンチン）、リマ（ペルー）、メキシコシティ（メキシコ）、リオデジャネイロ（ブラジル）、サンタフェデボゴタ（コロンビア）。以上、北米・中南米の8ヶ所である。

モスクワ、ロンドン、パリ、フランクフルト、カイロ（エジプト）、ナイロビ（ケニア）。以上、ヨーロッパ・アフリカ6ヶ所である。

北京、香港、バンコク（タイ）、ハノイ（ベトナム）、ジャカルタ（インドネシア）、クアラルンプール（マレーシア）、マニラ（フィリピン）、シンガポー

ル、コロンボ（スリランカ）、ダッカ（バングラデシュ）、イスラマバード（パキスタン）、ニューデリー（インド）、シドニー。以上、アジア13ヶ所である。

海外経済情報の窓口である。中央銀行、政府共、海外の窓口が充分であるとはいえない。

また、日本の金融政策が、日本銀行金融政策と政府金融政策から成り立っているとすれば、少なくとも、対内金融経済情報を、中央銀行と政府は対等に得ていることが望ましい。

政府においては、各県に出先機関が存在しているのに対し、日本銀行の支店、事務所は、全国に33支店、12事務所しか存在しない。栃木（宇都宮）・埼玉（浦和）・千葉（千葉）県、三重（津）・岐阜（岐阜）県、滋賀（大津）・奈良（奈良）・和歌山（和歌山）県にはない。しかも、北海道には、4支店（釧路、札幌、小樽、函館）、2事務所（帯広、旭川）がある。また、長野県には1支店（松本）、1事務所（長野）、福岡県には2支店（北九州、福岡）が存在し、バランスに欠けている。

日本銀行は、具体的なリストラ策として、支店統廃合を考えてはいるが、「交通や情報通信の大幅な進歩」を理由に、小樽支店と北九州支店の廃止の方針を固めたにすぎない。（『日本銀行調査月報』、2001年2月号、藤原副総裁講演テキスト）。終戦直後、26支店、24事務所、各県に存在したことからも、日本銀行が発券銀行である故、「お札の配給」の重要性から、また金融政策の一方の主体であることからも、少なくとも各県に支店、事務所のいざれかは必要である。

長野県における1914（大正3）年開設の松本支店と1945（昭和20）年開設の長野事務所は、検討の余地がある。しかも、事務所が、ほとんど地方銀行本店内に設置されていることも、気になるところである。日本銀行の支店、事務所は、正確な対内金融経済情報収集の観点から、全面的に再検討されるべきである。

日本経済と中央銀行の関係を考えることは、日本経済と政府との関係を問題

にすることになる。民間銀行に要求される情報力と提案力は、中央銀行、政府にも求められるのである。広く深い情報力を基盤に、明晰な読解力に基づく具体的な経済政策を国民に提示し、国民の支持を得るよう努めなければならないからである。また、民間銀行に必要だといわれる新たなビジネスチャンスの発掘と実現は、官民一体とならなければ、困難であることに気付く必要がある。日本経済が経済構造改革に取り組む時点で、金融の果たす役割は、ますます重要となる。

『週刊、金融財政事情』（2001年9月24日号）は、「日本銀行が同時多発テロ事件を受けて金融緩和」の見出しで次のように記している。

「日本銀行は9月18日、政策委員会・金融政策決定会合で金融市場調節方針の変更および公定歩合の引下げを決定した。

まず、金融市場調節方針の変更（賛成多数）として、日銀は当面、8月の金融政策決定会合で決めた日銀当座預金残高6兆円の目標を上回る資金供給を行う。すでに日銀は9月11日に発生したアメリカの同時多発テロ事件を受けた流動性需要の高まりに応え、日銀当預残高が8兆円を上回る水準になるまで資金供給を拡大していた。

また、日銀は公定歩合を現行の0.25%から0.15%引き下げて0.10%とし（賛成多数）、さらに、補完貸付制度（いわゆるロンバード型貸付制度）の利用上限日数を、9月16日から10月15日の今準備預金積み期間について、現行の5営業日から10営業日に引き上げることを決定した（全員一致）。補完貸付制度とは日銀が金融機関による申込みを受けて、受動的に公定歩合で資金を貸し付ける制度。短期金利を公定歩合以下に抑える効果があるといわれている。

日銀は、アメリカの同時多発テロ事件が『内外の金融資本市場やひいては実体経済活動にどのような影響を与えていくのか、引き続き細心の注意をもって見守っていく必要がある』こと、また、『今後万が一にも資金決済の円滑や金融市場の安定が損なわれるような事態になると、これまで思い切った金融緩和措

置の効果浸透に支障をきたすおそれがある』ことにはかんがみ、『金融市場の安定を確保するとともに、金融緩和のより強力な効果浸透を図る観点から、今回の措置を実施することが適當と判断した』としている。

なお、今回の発表文にも『定例』となった『日本経済が安定的かつ持続的な成長軌道に復帰するためには構造改革の進展が不可欠であり、各方面が痛みを乗り越えて改革への取り組みを進めることを期待する』との構造改革アピールが盛り込まれている。』

2001年2月9日、公定歩合0.35%への引下げは、9月18日、0.10%となつた。

(本稿は、備後の経済情報旬刊誌『経済リポート』に、2001年4月10日号から11月20日号まで連載したものを、加筆、修正、削除、追加し、再構成したものである。)